

(別添2)

# **意見表明等支援員の養成のためのガイドライン**

—意見表明等支援員の養成に向けた研修を行うために—

## ■はじめに

令和4年に改正された児童福祉法において意見表明等支援事業が法定化されました。子ども一人一人の年齢・発達段階、状況によって必要な意見表明等支援は異なり、子どもたちからは話が合う、波長が合うと感じられる人、真剣に向き合ってくれる、信頼できる人に話をしたいという声が聞かれています。実際にそのような支援を行うには専門性が求められます。

本ガイドラインは、専門性を持つ意見表明等支援員の養成に向け、意見表明等支援員の役割や、意見表明等支援員養成のための研修カリキュラムの例についてお示しし、自治体職員をはじめとし、一人でも多くの方が意見表明等支援員の養成に向け、検討を進めていただくことを期待し、作成しています。

## 目次

意見表明等支援員の必要性 .....	1
意見表明等支援員とは? .....	3
意見表明等支援員の活動場面 .....	6
先行自治体から学ぶ、支援員養成での課題と対応例 .....	8
全国で実践される研修プログラムの例 .....	10
大分大学権利擁護教育研究センター .....	11
子どもアドボカシー学会 .....	13
NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 .....	15
一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ .....	17
一般社団法人子どもの声からはじめよう .....	19
兵庫県弁護士会 .....	21
研修カリキュラム（例）を活用いただく前に .....	23
研修カリキュラム（例） .....	26
養成後のフォローアップ等の取組について .....	33

※本ガイドラインにおける「こども」は、在宅指導措置・施設入所等措置・里親委託・指定発達支援医療機関委託・一時保護等で児童相談所が関わるこどもを対象としている。

# 意見表明等支援員の必要性

## ▶意見表明等支援事業とは：法律上の位置づけ

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）第 12 条の理念も踏まえ、児童福祉法第 2 条においては、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されています。

その趣旨を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援する仕組みが必要です。このため、令和 4 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）においては、社会的養護に関わるこどもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入に加え、「意見表明等支援事業」が法定化されました。

改正法による改正後の児童福祉法（以下単に「法」という。）において、「意見表明等支援事業」とは、「児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている児童等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」と規定されています（法第 6 条の 3 第 17 項）。

この意見表明等支援事業は、令和 4 年の児童福祉法改正により令和 6 年 4 月から制度化され、都道府県等では事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととなります（法第 33 条の 6 の 2）。さらにこどもの権利擁護の環境整備を行うことについては、都道府県等の業務となります（法第 11 条第 2 号リ）。

R2～  
モデル事業  
開始

R4  
児童福祉法  
改正

R5  
都道府県等での  
環境整備準備

R6  
法定事業  
開始

**意見表明等支援事業を進めるには、知識や技術を持ち**

**こどもから信頼される“意見表明等支援員”が必要です**



【社会的養護で暮らす中高生からの声】（抜粋）

- ・“アボドケイト？”という言葉はなんとなく聞いたことがあるが…
- ・話が合う（自分のことを分かってくれる）、波長があう、真剣に向き合ってくれる、信頼できる人に話をしたい

## ▶ 支援員養成が必要な理由

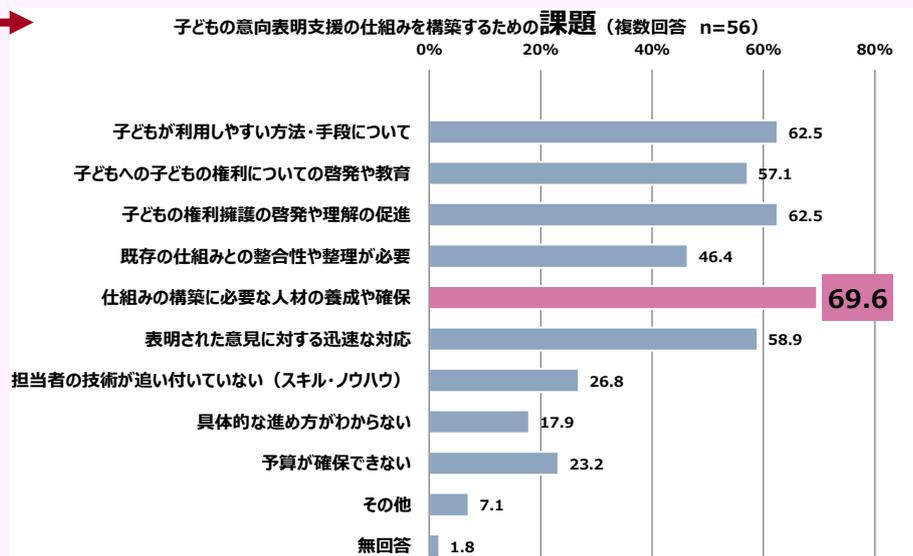
意見表明等支援事業を支える要は、こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする“意見表明等支援員”です。

しかし、現状では、各自治体における意見表明等支援事業を進める課題の第一に人材養成・確保が挙げられており、**意見表明等支援員の養成が事業の成否を分ける鍵**と言えます。

この点、令和4年改正児童福祉法の衆議院・参議院の附帯決議でも、意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められるため、適切なプログラムによる研修等を行うこと等が求められています。

(※以下「支援員」と省略して記載するところがあります。)

### 意見表明等支援の仕組み構築の課題は？



(出所) 子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究（令和4年3月 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）  
図表Ⅱ-123 より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社編集（調査対象は全国の都道府県及び児童相談所設置自治体）

# 意見表明等支援員とは？

## ▶主な業務内容

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）というものです。意見表明等支援が一度で終わりになるものもあれば、③必要に応じて、その後再度の意見表明を支援する役割を担うこともあります。これら①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、**こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要です。**

### ①こどもの権利や支援員の役割に関する理解促進

- 意見表明等支援員として活動する際には、その前提として、こども本人やこどもと普段関わる養育者等の関係者に対して、こどもの権利や意見表明等支援員の意義・役割等について説明し、理解を促進することが必要です。
- 意見形成の段階に至る前段階の支援として、こどもたちが「自分の意見を持っていい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話して良い」と思える関係性づくりが重要です。障害児や乳幼児も含めて意見表出を支援したり、傾聴したりすることが大切です。

### ①意見形成支援

- こどもが、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが意見形成支援です。
- 支援員はこどもが納得のいくまで面談をする等、**十分に時間をかけて話を傾聴し、意見をまとめる手助け**をします。  
こどもに伝えたいことがある様子が見られたときは、児童福祉関係の制度や仕組み等の必要な情報について、こどもの年齢や多様性に配慮しながら提供し、こどもが意見を言葉にしたりできるように支援します。その際、こどもの意見を誘導することにならないよう十分な配慮が必要です。ここで聴いた内容は**守秘**する必要があり（※）、意見表明等支援員には**法律上守秘義務**が課せられています（法第34条の7の2）。  
（※ただし、児童虐待が疑われる場合等には、市町村や児童相談所に対して通告しなければなりません。）

### ②意見表明等支援

- 支援員は、こどもからの意見を十分に聴き、**こどもから同意**を得たうえで関係機関に対してこどもの意見・意向を伝える等により**意見表明をサポート**します。
- いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、こどもの考えを詳しく確認します。また**誘導的な同意取得とならないよう十分に留意**します。
- こどもが希望する場合や、乳幼児や障害児など言語的な意見・意向の表明が困難な場合は、意見表明等支援員がこどもの思いを酌み取り、意見・意向を代弁して関係機関に伝達することもあります。その際にも、意見・意向を恣意的に解釈することがないよう配慮が必要です。  
関係機関への伝達等を円滑に行うためにも、意見表明等支援員は、⑩にあるとおり、児童相談所職員や里親・施設職員等の関係者とのコミュニケーションの中で活動について分かりやすく説明し、認識を深めてもらうよう働きかけることが必要です。

### ③その後の対応

- こどもが意見表明を行った後、意見表明等支援員は関係者からの対応方針の説明について、**こどもが納得しているか確認**し、こどもの求めに応じて再度の意見表明を支援します。

※こうした基本的な役割のほか、支援の具体的な方針等について、こどもに寄り添って児童相談所や施設に働きかけ、こどもの意見との調整を図ることもあります。

## ▶ 求められる要件など

意見表明等支援員として活動するには、一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要があります。研修ではこどもの権利擁護やアドボカシーに関する基本的な考え方や実践に必要な態度・知識・技術を学べるようにすることが必要です。各自治体において研修を企画・検討する際には、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）、各種研修プログラムの例を参考としてください。（▶詳細は【試行編】へ）

また、これまでの実践では、市民、社会的養護経験者、弁護士・社会福祉士等の専門職など多様な方が研修等を経たのちに、意見表明等支援員として活躍しています。都道府県等においては、こどもの様々なニーズに対応できるよう、専門職の資格の有無だけでなく、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望まれます。

意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6 原則など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、子どもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められます。この 6 原則は以下のとおりで、意見表明等支援の取組・実践を進める団体が参照してきた、重要な考え方の一つです。

### 6つの基本原則とは



原則	概要
エンパワメント	子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする。
子ども中心	子どもの権利及び関係する情報を子どもに伝え、子どもの指示と同意のもとで行動する。
独立性	他の組織や個人から組織運営面でも活動面でも独立しており、子どもの権利のためだけに活動する。
守秘	子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
平等	子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
子どもの参画	行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、子ども自身が関わることを促す。

一方で、児童相談所や施設、里親家庭からの独立性が求められるため、児童相談所や施設の職員、里親自身が担うことは想定されません。

なお、以下事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格です。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

## ▶ 社会的養護のもとで暮らすこどもたちの声

児童養護施設で暮らす中高生から、こんな人だったら話してみたい・話したくないという意見表明等支援員の態度（雰囲気）や、面談中のこどもと向き合う姿勢について以下のような意見が寄せられました。共通した意見だけでなく、意見が分かれた部分もあり、目の前のこどもに即した柔軟な対応が求められると言えます。また、これらの意見の背景には、これまで意見表明権が十分に保障されず、自身の様々な権利を守るための声が聴いてもらえなかった経験が垣間見えました。各自治体が意見表明等支援員の養成を検討する際だけでなく、意見表明等支援員が実際にこどもと関わる際にも参照ください。

### ■ 共通した意見が聴取された項目

	話してみたい・話せそう、これは良い	話したくない、これは嫌
意見表明等 支援員の 態度・雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の話を分かってくれる人</li> <li>話の合う人、波長の合う人</li> <li>真剣に考えてくれて、実現に向けて何かしてくれそうな人</li> <li>かもしだす空気感が和やかな人</li> <li>こども心を忘れていない（こども目線で話してくれる）人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>話を否定してくる人</li> <li>発言をさえぎったり意見を押し込めようとしたりする人</li> <li>考え方が古かったり頭が固かったりする人</li> <li>声が大きすぎる人</li> <li>自分の話ばかり一方的にしてきて、言葉のキャッチボールにならない人</li> </ul>
面談中の 関わり方・ 進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>長机の短辺を挟むくらいの距離で目線の高さをそろえて話す</li> <li>目を合わせて話す</li> <li>一緒にお菓子を食べながら和やかに話す</li> <li>こちらが話し始められるまでの間は自分から話しかけてくれる</li> <li>こちらが納得するまで話を聞いてくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ったまま見下ろしてくる</li> <li>全く目が合わない</li> <li>威圧的に見つめられる</li> <li>別の作業をしながら話を聞く</li> <li>こちらが話しているときにさえぎって話してくる</li> <li>時間が来たからといって強制的に面談を終了する</li> </ul>
意見の 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密にしてほしいことは誰にも言わない</li> <li>意見を（他の人に）伝える必要がある場合、ときばきと対応してくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密をばらす</li> <li>話した内容を勘違いしたまま第三者に言う</li> </ul>

### ■ 意見が分かれた項目

- カフェみたいな、知らない人がたくさんいるオープンスペースが良い。  
2人きりだと変なことを言われた時に対応できないと思うから怖い。



- カフェみたいなところだと知り合いが紛れていそうで嫌。  
誰にも聞かれないところで個別に話したい。

- 児童養護施設がどんなところなのか、どんなルールなのかを知っている人が良い。
- 自分がなぜここに来たかくらいは知っていてほしい。

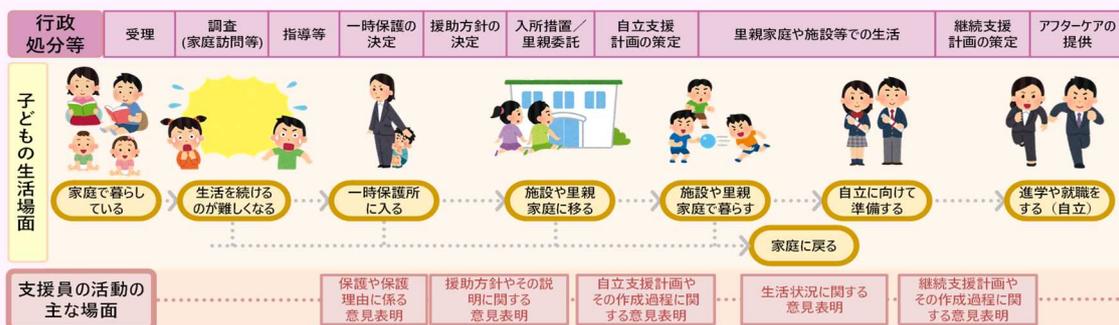


- 児童養護施設のことを知らない人なら自分が説明してあげるから大丈夫。
- 言いたくない人に自分のことを勝手に知られていくくない。ここにいる理由も伝えたら自分で話す。

# 意見表明等支援員の活動場面

## ▶ 主な活動のタイミング

支援員は、一時保護所での生活や、施設や里親家庭での日常の場面において、子ども本人の求めや、関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問することにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等について意見表明等支援を行います。さらに、児童福祉施設における自立支援計画の策定の場面でも、計画策定プロセスにおける子どもの意見聴取の機会に支援員も同席して支援する等の対応が考えられます。



また、令和6年施行予定の改正児童福祉法では、社会的養護に関わる子どもの養育環境を左右する重大な決定（在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託の措置、停止、変更等、一時保護の決定と解除）が行われるタイミングで児童相談所長等が意見聴取を行うことが新たに義務化されました。こうした意見聴取は原則として児童相談所の職員により行われます。一方、児童相談所の職員とは、違う立場の人になら話せる・話したいと子どもが感じるケースも考えられるため、こうした機会においても、子どもが希望する場合には、支援員が子どもの意見表明等の支援を行うことも有用と考えられます。

このほか、改正児童福祉法では、措置の実施や措置中の処遇に関する子どもの意見・意向について、児童福祉審議会その他の機関によって調査審議や意見具申がなされるよう、権利擁護の環境整備が都道府県等の義務とされました。この規定に基づき、子どもが当該機関へ意見の申立てを行うときに支援員が子どもの意見・意向を子どもに代わって伝える等、権利擁護に必要な支援を行うことが考えられます。

## ▶ 活動する環境

意見表明等支援員は、一時保護所、施設や里親家庭等子どものいる場所へ定期的に訪問したり、子どもから電話や SNS 等の連絡を受け求めに応じた訪問型支援も行います。

その時、子どもがアクセスしやすく、**安心感・安全感を得ることができ、秘密を守ってもらえると実感しやすい場所**で聴き取る必要があります。

静かに向き合ったテーブルの方が話しやすいときもあれば、公園等の開放的な場所の方が話しやすいときもあるでしょう。

また、遊びながらや、スケッチブックやカード等を使いながらの方が話しやすいときもあります。子ども一人一人の状況にあわせて話しやすい場を作ることが必要です。

(出所) 子どもアドボカシーセンター福岡発表資料



## ▶▶一時保護中のこどもの場合

 **活動の前に**：生活環境が一変して混乱したり、今後の見通しに不安を感じたりして、思いをうまく言葉にできないことも想定されます。特に、初めて家庭から離れて暮らすことになる場合、その不安はより強いことが想定されます。また、こどもの権利擁護について初めて知ることも多く考えられ、意見形成支援も重要になります。今後の措置決定や手続等に関する意見もあるため、司法領域に強みを持つ意見表明等支援員が対応している地域もあります。

 **時期**：一時保護所で出会うこどもの中には、比較的短期のうちに保護期間が終了することもあり、定期訪問の頻度等について工夫が求められます。週1回の定期訪問でなるべく多くのこどもに意見表明等支援事業の利用機会を案内している地域や、最初の面談の際に意見表明等支援員の呼び出し方法を伝えている地域もあります。

 **場所**：一時保護所内の別室等で行うことが考えられます。

## ▶▶施設で生活しているこどもの場合

 **活動の前に**：児童養護施設等のこどもが生活する施設では、意見箱の設置など既に権利擁護の取組が行われているところも多くあります。（その多くは「フォーマルアドボカシー」と呼ばれます）既存の取組も、意見表明等支援事業も、どちらもこどもの権利擁護につながるものですので、それぞれの重要性や異なる役割について、こどもにも、養育者にも丁寧に説明を行う必要があります。

 **時期**：こどもの日常の予定や都合と調整をつける必要があります。また「予定はしていないが、今聴いてほしい」というニーズを受け止め、適時の相談につなげるための電話連絡等の仕組みも必要な場合があります。

 **場所**：比較的規模の大きい施設では、共用スペースを意見表明等支援員がこどもと自然に顔を合わせる場として活用しつつ、談話室で個別に話を聴く場合が多くみられます。小規模施設は里親家庭と同様、関連施設や公共施設の利用も有用と考えられます。

## ▶▶里親家庭で暮らすこどもの場合

 **活動の前に**：里親家庭で暮らすこどもへの意見表明等支援事業は、外部者である意見表明等支援員が「家庭」に関わる行為でもあるため、児童福祉司等の関係機関はもとより、里親自身の事業への理解や共感が重要な要素となります。

 **時期**：こどもの日常の予定や里親家庭での予定と調整をつける必要があります。また予定はしていたが、やはり中止したいというこどもの意向にも柔軟に対応する必要があります。ある地域では、フォスタリング機関と連携して里親同士の交流会を開催し、それと同時に委託児童同士の交流会も設けて、その場でグループ形式で意見表明等支援員がこどもの意見・意向を聞く方法も報告されています。

 **場所**：限られた生活空間ゆえ、家庭内でこどもが意見表明等支援員に気兼ねなく話せる部屋がないケースもあります。近隣の公共施設やフォスタリング機関の部屋を借りたりすることも有用と考えられます。

## 先行自治体から学ぶ、支援員養成での課題と対応例

ここでは、意見表明等支援員の養成に先行して取り組んでいる自治体のこれまでの経験の中から、今後取組を始める自治体においても主な課題となることが想定されるポイント（先行自治体の多くが直面した課題）について紹介します。

意見表明等支援員の養成段階には、①人材発掘（見つける）、②人材育成（育てる）がありますが、支援員養成に取り組む際の論点整理のための参考として、それぞれの段階で想定される主な課題と対応例を記載しております。

### ▶ 先行自治体が直面した課題と対応例

#### アドボケイトやその養成実績がある団体が近くにない

先行自治体の多くがアドボケイトの事務局機能、研修の企画運営、アドボケイト派遣を NPO や弁護士会等の外部の団体に委託しています。一方で、アドボケイトの取組実績のある団体は限られており、地域によっては近くに実績がある団体がありません。

##### 対応例 (山口県のケース)

山口県では、県の社会福祉士会にアドボケイト（訪問型）の事務局機能と研修の企画運営を委託しています。当初、社会福祉士会は、アドボケイトの実績はありませんでしたが、県外で実施されているアドボケイト養成研修等に参加し、ノウハウや専門的知見を蓄積しています。

① 見つける  
(人材発掘)

#### 最低限教えるべき内容が分からない

支援員養成のための研修を自治体を実施する場合、または団体に委託する場合のいずれについても、研修の中で取り扱う必要がある内容について検討する必要があります。研修の内容は、想定する受講者の属性（児童福祉分野の知見や経験等）を考慮したのも必要ですが、同時に、幅広い対象者も理解を進められる基礎的な内容も求められるところです。

本ガイドラインで示している研修カリキュラム（例）や、各種事例の内容を検討の際の参考としてご活用ください。

##### 対応例 (宮城県のケース)

宮城県では、委託先の団体が養成講座の企画運営を担っています。県内のアドボケイト派遣状況なども勘案し、県の担当者と団体とで協議の上、講師や講義内容などを検討しています。

② 育てる  
(人材育成)

## 座学研修はあるが、実践的な研修の場がない

先行自治体のうち、自治体が研修を主導していない場合は、NPO等の民間団体が提供する座学研修を受講することで、研修修了とするケースもあります。その際、座学研修はオンライン開催も多く受講生の居住地に関わらず受けられるケースがありますが、ロールプレイや実際のアドボケイト派遣の場に同行するといった実習形式での研修については、その機会確保に課題を抱える自治体もみられます。

こういった場合、既にアドボケイト派遣が進んでいるところに講師派遣の協力を依頼する等により、実践的な話を聞くことができる研修の場や、ロールプレイ等の演習をすることが考えられます。実践に先んじて養成を行う自治体では以下のような対応もとられています。

### 対応例 (大分県/宮城県のケース)

宮城県では、オンラインでも小グループでロールプレイを行い、他団体のアドボケイトを講師に招いて現場のこどもの声を伝えるなどの工夫により、現場実習の代わりとしています。

大分県の初年度は、アドボカシーに関する実践研究を行う専門家に講師を依頼することで、ロールプレイ型の研修を行い、翌年度以降は、自身の自治体で実際に活動し始めた方の声を提供する講座も追加しています。

また、下記の団体では、行政機関の抱える課題を共有する場や、行政機関同士や社会的養護経験者、児童福祉施設で実際に働く職員や、児童福祉関連の研究者等のネットワークづくりの場が提供されています。

### 全国的なアドボカシーの普及を行う団体(例) ※五十音順

#### ■ 子どもアドボカシー学会

<https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

研究大会、定例研究会、学会誌発行などの他、学会認定カリキュラムによる子どもアドボケイト養成講座、子どもアドボケイト認定を行っています。

#### ■ NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会

<https://www.child-advocacy.org/>

各地域の実践を持ち寄って話し合う交流会や、アドボカシー活動を広めるためのオンラインセミナーを開催しています。

※研修プログラムの例や団体を紹介するページ（p9～p22）では団体名含め「子ども」と表記する。

## 全国で実践される研修プログラムの例

ここからは実践されている全国の研修プログラムの取組例を紹介します。各研修はその地域の状況や資源等に応じて発展をしているため多様ですが、アドボカシーに関する基礎的な内容（アドボカシーの基礎や子どもの権利条約の理解等）を学んだ上で、実践的な内容（アドボケイトの活動場面の実際等）について学ぶ構成となっているところが多いです。また、研修内容についても意見表明等支援員の役割や求められる資質等を踏まえ、共通する項目も多く見られます。

一方で、身につけてほしい力・姿勢として特に何を重視するか、こういった場面での活躍が期待されているか等によって、各団体の研修実施の際の力点には違いがあります。

次ページ以降からは、6団体の研修の概要や、研修の内容（例）を紹介しています。研修内容だけでなく、その研修企画の過程についてもまとめています。各自治体においては、こうした先行例の過程や内容を参考にしながら、ご自身の地域の状況に応じた研修の内容や方法を検討していくことが有用と考えられます。

団体名 (主な活動エリア) ※五十音順	意見表明等支援の 主な活動場面	紹介 ページ
大分大学権利擁護 教育研究センター (大分県)	一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホーム	→P.11
子どもアドボカシー学会 (全国)	—	→P.13
子どもアドボカシーセンター福岡 (福岡県)	一時保護ユニット含む児童養護施設、児童心理治療施設	→P.15
子どもアドボカシーセンターみやぎ (宮城県)	児童養護施設、地域小規模児童養護施設、一時保護所	→P.17
子どもの声からはじめよう (東京都)	一時保護所	→P.19
兵庫県弁護士会 (兵庫県)	一時保護所、児童養護施設、子どもシェルター、自立援助ホーム、里親	→P.21

一部の掲載事例の研修資料等の抜粋版は令和4年度アドボケイト(意見・意向表明支援)における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書に掲載されています。

[https://www.murc.jp/library/survey\\_research\\_report/](https://www.murc.jp/library/survey_research_report/)

# 大分大学権利擁護教育研究センター

## 基本情報

※2022年9月時点

〔所在地〕大分県大分市 〔設立年〕2020年（センター設立）  
〔活動エリア〕大分県 〔団体職員数〕センター長1名、センタースタッフ4名、事務局1名の計6名  
〔自治体との連携状況〕大分県と活動連携 〔団体HP〕[https://www.fwhs.oita-u.ac.jp/daigakuin/fuzoku\\_shisetsu/kenriyogo\\_center/](https://www.fwhs.oita-u.ac.jp/daigakuin/fuzoku_shisetsu/kenriyogo_center/)

## 意見表明等支援の活動概要

2020年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を通じ訪問アドボカシー実践を開始。一時保護所は毎週1回（平日午後（2時間））に4名（2人1組）とSV（スーパーバイザー、以下同じ。）1名の5名で訪問。児童養護施設は同様の体制でおおむね1～2か月に1回程度の定期訪問を行う。訪問前から年齢に応じた子どもへの説明・職員への説明を丁寧に繰り返し行ったのち、子ども1名に対し2名の意見表明等支援員が傾聴する。その後傾聴内容・形成支援内容・希望する意見表明等支援の具体などについて記録する様式に沿って報告。

【主な活動場面】一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホームで訪問活動を行う。

## 研修の概要

### ▶ 研修の対象者

2020年度は応募多数のため大分県在住・アドボカイト活動の見込みのある受講生33名を優先して登録。2021年度はコロナの影響を勘案し座学をオンラインとしたため、受講生82名を受け入れ（全国からも若干名参加）。参加者には大学生や社会福祉従事者などがある。

### ▶ 研修内容/研修時間/研修場所

理論編（10時間）・実践編（10時間）で全20時間。講座修了後は研修に関するレポート提出のうえ、アドボカイト候補生として当該年度にアドボカイト活動に試行的に参加。

理論編	・子どもアドボカシーの定義・理念・種類・役割 ・多様な子どもの理解とその権利 ・社会的養護経験者から聞くアドボカシー ・児童福祉審議会などの概要 ・障害児のアドボカシー/乳幼児のアドボカイト / 等	10時間 ※オンラインと対面のハイブリッド形式
実践編	・施設・里親家庭・一時保護所でのアドボカイトの実際（演習） ・アドボカシーの葛藤とジレンマ ・危機的状況への対処 / 等	10時間 うち対面形式での演習（5時間）ハイブリッド形式の座学（5時間）
登録前の対応	受講後、活動希望者を対象に、研修受講レポートを提出。その後、2020年度は事前講習会を行う。2022年度は事前講習会ではなく活動対象者にフォローアップ研修を実施。	事前講習会： 4時間 対面形式での演習 フォローアップ研修： 3時間 対面形式での演習

### ▶ 研修の運営体制

研修の運営体制として、センタースタッフ5名（大分大学教員4名含む）と事務局1名で運営している。初年度の研修企画では大分県こども・家庭支援課と協議の上作成。講師にはSVや県職員の他、社会的養護の経験のあるユース、アドボカシーに関する研究者、大分で現在活動中の子どもアドボケイト、他団体でアドボカシー活動をする有識者などに依頼。

### ▶ 重視するポイント

**基本である「傾聴」を大切に…**アドボケイト実践に慣れてくると、意見表明をさせることこそがアドボケイトの仕事だと思ってしまうことがある。目の前の子どもと向き合う、人と人との関わりであり、その基本には関係づくりや傾聴がある。

**大学生によるアドボケイトサークル…**大分大には子どもアドボカシーについて学ぶサークル（20名程度）が設置されている。サークルでは、訪問アドボカシーの際に活用するポスターや学内新聞等を作成している。大学生世代への関心喚起に重要な役割を担っており、学生アドボケイトが活動する点も強みの一つ。

### ▶ 認定基準・受講後のフォロー体制

認定基準は言語化して設けていない。受講後はフォローアップ研修の他、実際に訪問する中で悩んだことは先輩アドボケイトや随行するSVに常時相談できる体制を組んでいる。

## 研修内容（例）

### 実践編「アドボケイトの実際2（演習）—里親家庭でのアドボケイト

【時間】1時間半

【研修の主な内容】訪問に関する手順・留意点・感想等について

【研修の目的】

里親家庭・ファミリーホーム（FH）における子どもアドボカシー活動の理解。

#### 里親・FH訪問の手順（大分県の場合）

- ①訪問日時決定  
事務局（大分大学権利擁護教育センター）が、里親家庭やファミリーホームにアドボケイトの都合を調整する（土日・祝祭日、学校の長期休業日となる場合が多い）。
- ②場所などの確認  
訪問日までに事務局から訪問担当のアドボケイトに訪問先の情報（名前、所在地、付近の地図）を伝える。訪問担当者は訪問経路や所要時間を調べておく。
- ③訪問体制  
SV1名、アドボケイト2名で訪問する（初年度の里親家庭アドボケイトは4名）
- ※打ち合わせ  
訪問担当者による当日の役割に関する打ち合わせ（集合時刻、集合場所、緊急連絡先確認等）



## 実践者からの声

### 受講生・活動経験者の声を聴き、研修を改善し続け、 大学生も含め、関心を持つ人を増やしていく

#### 【研修企画で重視するポイント】— 基本である傾聴を大切に、広報にも工夫

アドボケイトはいくら専門的な知識を持っていても、目の前の子どもが心を開き「話してもいいかな」と思えないといけません。それゆえ「傾聴」は基本であり、最重要だと考え、研修でも重視しています。

また、当団体は広報にも工夫をしており、2018年度末に大分大学が実施した子どもアドボカシーに関する公開講座を受講していた方々が第1期の養成研修に多く参加しました。事前に基礎的な内容に関し無料の公開講座を開催しておく、裾野拡大になるかもしれません。

#### 【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— 常時フォローのSVとまとまったフォローアップ研修

2名1組で活動するアドボケイトの他、訪問時にはSVも同行し面談後にアドボケイトのフォローをします。面談してすぐに悩みを相談できるので、課題の発見・改善がスピーディーに行えます。これに加え、年に1回のフォローアップ研修も機能しています。

#### 【研修の主な改訂内容】— 改訂のきっかけに受講生・活動経験者の声があり

養成研修は、2期目から大分県でアドボケイトとして活動した経験者の話を入れるように変更しています。これは、1期目に受講し活動し始めた方からの声に基づくものです。活動経験者からの生の経験の共有により、大分ならではの活動の具体や、特色を新たな受講生に伝えることができ、好評なプログラムの一つになりました。

# 子どもアドボカシー学会

## 基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕大阪府堺市  
〔団体職員数〕非常勤 4 名・ボランティア 15 名  
〔設立年〕2022 年  
〔自治体との連携状況〕大阪府、山口県、長崎県、熊本県、宮城県が、モデル事業実施にあたって本学会の講座を採用  
〔団体 HP〕 <https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

## 団体の活動概要

2020 年に子どもアドボカシー研究会として立ち上げの後、2022 年 8 月より学会として活動を開始。子どもアドボカシーに関する全国団体として、子どもアドボカシーの普及啓発や研究活動、アドボケイトの養成講座等を実施している。

## 研修の概要

### ▶ 研修の対象者

学会が主催する場合は、全国から希望者を募集し、多様な専門性やバックグラウンドを持つ受講者が参加している。（この他、自治体からの要望に応じ共催する場合は、特定の地域向けに募集している。）

### ▶ 研修内容/研修時間/研修場所

基礎・実践で全 61 時間。アドボケイトとしての登録を希望する受講者に対し、実践講座修了後に計 40 時間以上の子どもアドボカシーの実践と本学会の団体会員による推薦を要件付けている。

基礎講座	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもアドボカシーとは（意味・必要性・担い手）</li><li>・子どもの権利の理解（演習）</li><li>・当事者・経験者がもつめるアドボカシー</li><li>・障害者・乳幼児のアドボカシー / 等</li></ul>	20 時間 ※すべてオンライン会議形式 ※基礎講座修了者はアドボケイトのアシスタントとして子どもアドボカシーの基盤活動を行えるようになる ※基礎講座修了者のみ実践講座に進むことができる
実践講座	<p>①選択ユニット（講義）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会的養護を必要とする子どものアドボカシー（例：アドボケイトの役割、児童福祉施設の理解、一時保護所の子どもたちとアドボカシー） / 等</li></ul> <p>②演習ユニット</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対面の演習を中心とした講座（4 時間の実習を含む）（例：傾聴、自己覚知、事例検討） / 等</li></ul>	①18 時間 すべてオンライン会議方式 ②23 時間 対面ワークショップ（22 時間）、オンライン会議形式（1 時間）、
登録前の対応	<p>①基礎講座、実践講座（選択ユニット）は各回の受講レポートと、全体を踏まえた修了レポートの提出により修了認定。実践講座（演習ユニット）では演習及び実習報告よりアドボカシースキルを審査し修了認定。</p> <p>②①とは別に、「子どもアドボケイト」の認定希望者は、訪問アドボケイトとしての実務と、所属団体による推薦が必要となる。これらを踏まえ認定委員会が認定可否を判断する。</p>	②40 時間以上（半年相当の活動時間を想定して設定）の実務報告

### ▶ 研修の運営体制

研修の運営体制として、「子どもアドボカシー学会認定講師基準」に基づき、理事会で認定した認定講師 14 名が講師を務めている。認定講師はすべて学会員で、社会的養護の経験者や研究者、児童精神科医などである。

### ▶ 重視するポイント

**活動予定団体と連携した実習**…ロールプレイが上手くできる人でも、アドボケイトとして実際に子どもの声を聴くことができるかは、実践を経ないと判断できないと考え、施設訪問を伴う「実習」を必須とする。また、アドボケイトは団体に所属し活動することが望ましいと考え、実習先は活動予定の団体が確保することを前提としている。

**自己覚知**…施設訪問を伴う実習後にはエピソード記述を含めた実施報告書を作成するなど振り返りの機会を設けている。また、実習で生じたジレンマや悩みを持ち帰り、皆で共有して考える場も提供している。

### ▶ 修了基準・認定基準

全回への出席（講義の場合、1/3 以内の欠席であれば録画視聴で対応も可）と各種レポートの提出を以て修了認定を行う。なお、実践講座（演習ユニット）では 4 時間以上の実習+実習報告も必須としている。実践講座を修了した者で、各団体での実務経験と団体推薦のある者は「子どもアドボケイト」の認定を申請できる。

## 研修内容（例）

### 基礎講座「障害児・乳幼児のアドボカシー」の場合

【時間】2 時間

【研修の目的】

- ・障害児・乳幼児の権利（意見表明権を含む）について理解する。
- ・障害児・乳幼児への理念・原則を踏まえた実践方法を理解する。
- ・ことばを話さない障害児・乳幼児へのアドボカシー（非指示型アドボカシー）の実践方法を理解する。

#### 子ども主導のアドボカシー（事例①） (Voice ホームページより)

11歳のエリオットは障害児施設で生活しています。エリオットには重度の聴覚障害があり筆字を使っています。またコミュニケーションにも困難を感じています。

「部屋の中でも外でも使える電動車イスが欲しくて施設の職員に話したけど、買ってもらえなかった。エリオットはエリオンという障害児のグループのメンバーのアドボケイトを派遣しました。」

エリオットのアドボケイトのジョーは、次のように話しています。

「エリオットの願いを保護者やサービスで検討して貰えるようになるまでに長い時間かかりました。エリオットが電動車イスの支給希望を伝えることを行ってからはかかるとも思ったけど、長い時間がかかったけど、エリオットは以前から話していたので、行状と議論は行われませんでした。」

アドボケイトが現場で、車いすの希望を伝えました。ジョーの願いを叶えることは不可能でしたが、**権利主張支援・希望実現支援としてアドボカシー**

### 団体代表者からの声

## 学術研究と実践の往還を基に、発展させ続ける

#### 【研修企画で重視するポイント】 — 学術研究と実践を積み重ね、往還させていく

養成講座のプログラムは、研究会、さらにはそれ以前からの実践・研究を基に作成しています。今後も改良を続ける必要がありますが、その際に学術研究と実践を往還することが肝要です。今後、子どもアドボカシーが全国に広がっていく際にも、研究と実践の往還が各地で進み発展することが重要だと考えています。

#### 【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — 施設での実習により、子どもたちと直に関わる経験を

実践講座の演習ユニットで行う施設訪問を伴う実習では、受講者が事前に実習計画書を作成するところから始めています。当学会は、この計画書の内容が妥当であるか、また、施設側の了承を得られているか（活動予定の団体と協働できているか）を確認しています。そのうえで、実習の現場では、先輩アドボケイトから学びを得ることに加え、子どもたちと直に関わり「子どもたちに選んでもらう・育ててもらおう」点も大切にしています。

#### 【研修の主な改訂内容】 — トレーナー向けの研修など、新たな研修プログラムの開発も

現在、実践講座の選択ユニット（講義）では、社会的養護の子どもへのアドボカシーに関するプログラムのみを公表していますが、今後は障害児へのアドボカシーに関するプログラムや、アドボケイトの養成研修を行うトレーナーになる人のためのプログラムも公表したいと考えており、開発を進めているところです。

# NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡

## 基本情報

※2022年9月時点

〔所在地〕福岡県福岡市	〔設立年〕2021年（法人格の取得）
〔活動エリア〕福岡市	〔団体職員数〕3名
〔自治体との連携状況〕福岡市	〔団体HP〕 <a href="https://cac-fukuoka.org/">https://cac-fukuoka.org/</a>

## 意見表明等支援の活動概要

2020年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を通じ訪問アドボカシー実践を開始。児童養護施設（3施設）のうち一時保護ユニットを含む本園には毎週1回、地域小規模施設には隔週1回、各2名のアドボケイトが訪問するほか、児童心理治療施設（1施設）にも毎週1回、2名が訪問し、子どものリクエストに応じて話を聞く。子どもアドボカシーへの関心を高めてもらうため、リクエストカードにアドボケイトに関するクイズを付ける、リクエストボックスにアドボケイトの顔写真付きカレンダーを貼るなどの工夫をしている。

【主な活動場面】一時保護ユニットを含む児童養護施設、児童心理治療施設で訪問活動を行う。

## 研修の概要

### ▶ 研修の対象者

基礎講座は全国から子どもアドボカシーに関心を持つ方を募集。養成講座は福岡市で独立アドボケイトとして活動することを目指す方を募集。

### ▶ 研修内容/研修時間/研修場所

基礎・養成で全48時間。講座修了後、独立アドボケイトとしての活動の希望者を対象としたフォローアップ研修（登録前研修）を実施。

基礎講座	・社会的養護と子どもアドボカシー （例：社会的養護の当事者および経験者による講座） ・子どもアドボカシーの過程と基本スキル / 等 （例：傾聴・伝える技術などの基本スキル 等）	12時間 ※すべてオンライン会議形式
養成講座	・子どもアドボカシーの枠組み （例：アドボケイトによる訪問アドボカシー実演 等） ・独立アドボケイトとしての演習 / 等 （例：チームで作成したシナリオを基にロールプレイ 等）	36時間 ※すべて対面形式
登録前の対応	・受講後、活動希望者を対象に、ロールプレイングで面接スキルを学ぶフォローアップ研修を実施。ロールプレイングの相手には、社会的養護当事者も参加。 ・フォローアップ研修終了後、法人代表、専務理事、トレーナーによる認定会議で登録認定の可否を決定。	フォローアップ研修： 6時間以上 ※対面でのロールプレイング

### ▶ 研修の運営体制

研修内で各分野の専門家に講義いただくにあたり、一連のプログラムが「子どもアドボカシー」に焦点を据えた内容になるよう、研修全体を統括するトレーナーを2名配置している。

### ▶ 重視するポイント

**養成講座の3本柱**…3年分の講座を振り返り、養成講座は①子どもアドボカシーを学ぶ、②社会的養護に限らず、幅広く子どもが生きる現状を知る、③受講者が自らのあり方を振り返り、傾聴スキルと子どもを尊重するスキルを身につけるといふ3本柱を設定している。

**グループワーク**…他者との違いを通して自分自身のあり方を知ることや、「組織」で活動するために必要な力（自他を尊重したコミュニケーション等）を学んでもらうため、グループワークを多く実施している。

### ▶ 認定基準・受講後のフォロー体制

認定会議での認定可否は下記の「目指すアドボケイトの姿」の4分類の基準に照らし養成講座やフォローアップ研修で確認した人柄やスキルを基に判断している。認定後も、実践の初回から3回目までは逐語録を作成し、自分の発言内容や態度を客観的に振り返られるようにする。またグループ形式のスーパービジョンを月に2回、定期的実施している。

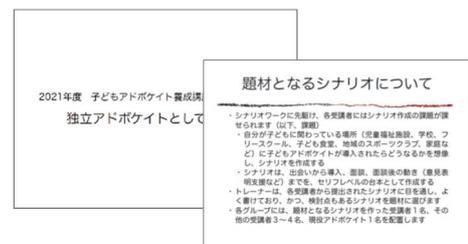
## 研修内容（例）

### 養成講座「独立アドボケイトとしての演習」の場合

【時間】2コマ連続 6時間

#### 【研修の目的】

受講者は事前に独立アドボケイトが導入された現場を想定したセリフレベルのシナリオを提出。研修当日は、トレーナーが選んだ場面をグループで検討し、お互いのアドボカシー理解をすり合わせる。



## 実践者からの声

### 「目指すアドボケイトの姿」への到達に向けて、 一緒に取り組んでいける方をアドボケイトに認定

#### 【研修企画で重視するポイント】 — 4分類の「目指すアドボケイトの姿」への到達へ向けて

研修受講者にはアドボケイトが身に付けていて欲しい力を、「目指すアドボケイトの姿」として養成講座の初回に提示しています。「目指すアドボケイトの姿」は「子どもへのリスペクト」を基本に、「人権感覚」、「知識」、「技術」の4つの大分類と、それぞれに紐づく各6〜11の小分類で構成しています。研修修了時点ではその全てを身に付けていなくとも、目指す姿への到達に向け一緒に取り組めそうだと判断した方を、アドボケイトに認定しています。

#### 【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — グループ形式のSVで実践のヒントを

研修内ではロールプレイングやシナリオ作成・検討のワークなど、能動的な学習機会を多く設けています。また、研修修了後もグループ形式のスーパービジョンを月に2回（オンライン）実施しており、自身の実践を振り返ったり、他のアドボケイトの活動からヒントを得たりする機会になっています。

#### 【研修の主な改訂内容】 — 現場の実態に即すよう、毎年研修計画を立案・改善

2020年度には過去3年分の講座を振り返り、養成講座の3本柱など研修で大切にしていることを明確化したほか、毎年次年度の研修計画を作成する際に、改善点を出し合っています。また、訪問アドボカシーを開始した後は、実践を通して得た経験をもとに、より現場の実態に則した講義内容に変更しました。（例：子どもへの説明の実際、実際の子どもの姿、職員の反応などをアップデート等）

# 一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ

## 基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕宮城県仙台市  
〔活動エリア〕宮城県  
〔自治体との連携状況〕宮城県・仙台市からの意見表明等支援事業を受託  
〔団体 HP〕 <https://k-advocacy-c-miyagi.net/>  
〔設立年〕2022年（法人格の取得）  
〔団体職員数〕11名

## 意見表明等支援の活動概要

2022年度より、8名の登録アドボケイトの予定を調整しながら訪問を実施している。具体的には、毎月2回、土曜日または日曜日の午後（2時間程度）に4名のアドボケイトが児童養護施設に訪問するほか、毎月2回、木曜日または金曜日に一時保護所への訪問も行っている（訪問時間は面談の児童数により毎回変動）。

【主な活動場面】児童養護施設や地域小規模児童養護施設、一時保護所で訪問活動を行う。

## 研修の概要

### ▶ 研修の対象者

宮城県内在住者を対象に希望者を募集。社会福祉従事者に加え、一般市民の参加もある。

### ▶ 研修内容/研修時間/研修場所

基礎で全33.5時間。講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象とした登録面談を実施。

基礎講座	・子どもアドボカシーとは（意味・必要性・担い手等） ・子どもの権利の理解（演習） ・訪問アドボカシーとは ・当事者・経験者が求めるアドボカシー / 等	20.5 時間 ※すべてオンライン会議形式
実践講座	・社会的養育の制度と現状 ・社会的養育のもと子どもたちの状況 ・子どもたちの心の発達 ・傾聴と自己覚知 ・事例検討	13.5 時間 うちオンライン会議形式（4時間）、対面ワークショップ（9.5時間）
登録前の対応	アドボケイト活動の希望者を対象に、アドボケイト登録面談（活動現場の想定事例をベースとしたケース面談）を実施。	※履歴書は資格記入欄を設けず、他資格の有無にかかわらず評価を行う

### ▶ 研修の運営体制

令和4年度から宮城県・仙台市からの委託事業として企画運営を実施。また、法人職員2名のほか、研究者や他法人の理事など外部講師複数名に講師を依頼。

### ▶重視するポイント

**トラウマへの理解と自己覚知**…自分自身が傷ついた経験を持つ大人の言動が、子どもたちの傷つき体験につながってしまうことを避けるべく、トラウマや自己覚知に関連する講義を実施している。

**事例を通したロールプレイ**…「子どもの声を聴く」ことについて理論を学ぶだけでは会得することが難しく、事例を通したロールプレイで考える機会を得ることが重要だと考え実施している。

**受講生同士の振り返りの機会**…講義で学んだことを理解と実践に落とし込んでいくためには、アドボカシーの6原則をもとに自分の活動を振り返る「内省」が重要である。こうした振り返りを促すため、SV との打ち合わせを通じた振り返りの機会を提供している。

### ▶認定基準・受講後のフォロー体制

研修受講後に感想や気づきをまとめたレポート（1,200 字程度）の提出により団体から研修の受講証明書を発行。現時点で認定は行っていない。

受講者同士の振り返り・関係構築の場として交流会「カフェアドボ」をオンラインで実施。

実際の訪問活動を経て悩みを抱えるアドボケイトに対しては、訪問を実施することに実施している法人職員との打ち合わせ・振り返りや SV との打ち合わせで対応。

## 研修内容（例）

### 基礎編「子どもの権利の理解（演習）」の場合

【時間】2 時間

【研修の目的】

子どもの権利条約と身近な子どもたちの生活世界を結びつけるワークを通じて、子どもの権利を理解する。

## 実践者からの声

### 多様なバックグラウンドを持つ人が子どもアドボカシーに携われるように

【研修企画で重視するポイント】 — 過去の児童福祉への関りや専門資格を問わない多様な方の参画  
子どもアドボカシーの活動を広げていくためには、他の専門資格を有さない一般市民にも参加してもらうことが重要だと考えています。これまでどんな資格を有しているかということよりも、常に子どもと向き合える人であること、また、活動後に自身を冷静に振り返れる人であることが大切です。さらに、子どもの言動や対応に関して、困ったり迷ったりする自分を素直に受け止め、丁寧に対応できることが重要と考えています。  
年齢や障害など、子どもたちの状況や背景は様々なので、アドボケイトが多様なバックグラウンドを持つ人で構成できるよう、これまで児童福祉関係に関わりの薄かった人でも「子ども主体」を理解できるような研修が大切だと感じています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — 具体の事例ベースのロールプレイを重視

受講者から、「座学の講義に加え、子どもとの対話に関するロールプレイなどを行うことで実践の場をイメージできた」という声がありました。コロナ禍ではありますが、具体的な事例に基づくロールプレイ研修は継続して実施し、学んだ知識を実践に円滑に移行する機会を提供し続けていきたいと思えます。

【研修の主な改訂内容】 — 各講義とアドボカシーとの関連性を明快に

初年度の研修では、社会的養護、トラウマケア、子どもの発達障害と愛着障害などに関する講義を実施していましたが、次年度はアドボカシーについて重点的に取り扱うよう変更しました。また、講義のコマ数を増やし、アドボカシーについて初めて触れる人でもじっくりと学べるように見直しました。

# 一般社団法人子どもの声からはじめよう

## 基本情報

※2022年1月時点

〔所在地〕東京都江戸川区  
〔活動エリア〕東京都  
〔自治体との連携状況〕江戸川区、板橋区  
〔設立年〕2020年（法人格の取得）  
〔団体職員数〕4名  
〔団体HP〕<https://kodomo-no-koe.globa.com/>

## 意見表明等支援の活動概要

2021年6月より訪問アドボカシー実践を開始。毎週土曜日（2時間）に4～7名程度のアドボケイトが訪問をし、遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより、一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて話を聴く。そのうち4割程度の意見表明の申し出がある。

【主な活動場面】一時保護所で訪問活動を行う。

## 研修の概要

### ▶研修の対象者

全国から希望者を募集。NPO勤務の方、一般の会社員等のほか、社会的養護経験者の受講もある。

### ▶研修内容/研修時間/研修場所

基礎・実践で全56時間。講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象とした登録面談や施設訪問等を実施。

基礎講座	・子どもアドボカシーとは（子どもアドボカシーの意義、声を上げることの難しさ等） ・子どもの権利条約 ・子どもアドボカシーの理念と原則 / 等	26時間 ※すべてオンライン会議形式
実践講座	・フォーマルアドボカシー（専門職によるアドボカシー） ・アドボケイトのジレンマ（パターンリズム） ・アドボケイトの役割、守秘義務 / 等	30時間 うちオンライン会議形式（14時間）、対面ワークショップ（16時間）
活動前の対応	講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象に、次の①～③を実施。 ①アドボケイト登録面談、②訪問前研修（訪問先児童相談所の概要、訪問活動の実務、チームビルディング）、③訪問先の見学	①1時間（オンライン会議） ②6時間（対面実施） ③3時間

### ▶研修の運営体制

研修の運営体制として、法人職員3名のほか、社会的養護の経験のある若者、研究者、児童精神科医など外部講師複数名に講師を依頼。

### ▶重視するポイント

**子ども・若者とともに学ぶ**…基礎講座の1講目は、社会的養護等のケアを受けた経験のある若者が登壇する。以降、各回は予習動画を事前に視聴した上で参加する。オンタイムはグループワークが中心で、若者との対話・議論を通して学ぶ。

**チームで子どもに接する**…アドボケイトが現場で能力を発揮するためにも、活動を継続するためにも、チームワークが重要。講座では、受講者個人の知識・スキルの習得だけでなく、チームとして子どもに接する姿勢を身に付けることを重視している。

**自己覚知**…子どものことを理解するためには自分自身について理解することも重要。講座では、グラウンドルールを設定し、受講者の心理的安全性を確保した上で、自分の内面を共有する機会も設けている。

### ▶認定基準・受講後のフォロー体制

全回への出席または録画視聴とレポートの提出により修了認定。

毎月、定例研究会と定例協議会を開催し、現場の困りごとの振り返りを実施。

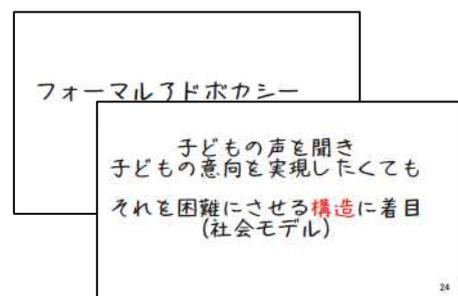
### 研修内容（例）

#### 実践講座「フォーマルアドボカシーの現状と課題とアドボカシーのジレンマへの対処方法」の場合

【時間】2時間

【研修の目的】

現場の専門職と対立関係に陥らないために、現場の体制や、現場の抱える構造的な課題について理解する。



### 実践者からの声

## 「モヤモヤしていこう」がキーワード。修了して終わりではなく、子どもとの対話から、常に考え続けることが重要。

#### 【研修企画で重視するポイント】 — チームとして関りながら子どもとの対話から問い続ける

「子ども達のために何が出来るか」「声を上げやすい大人はどういう人か」は学ばば学ぶほど悩んでしまう側面もありますが、答えは子どもとの関わりの中にしかありません。講座を修了して一人前というわけではなく、子どもの多様なニーズに対応できるよう様々な背景を持ったアドボケイトが「チームとして」関わりながら、子どもとの対話から問い続ける姿勢を大事にしてほしいと思っています。

#### 【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — セルフチェックのできるアプリ

現場でアドボケイトとして活動する際に、アプリ上でアドボカシーの理念や原則等、講座で学んだことをセルフチェックできるようにしています。また、「定例研究会」（講師から助言・指導を受ける場）と「定例協議会」（活動報告とそれに基づく協議の場）を毎月設けており、現場の困りごと等を共有する場を設けています。

#### 【研修の主な改訂内容】 — フォーマルアドボカシーの意義も理解できるように

初年度は、基礎講座と実践講座をそれぞれ夏と冬に実施していましたが、修了後、円滑に活動に入れるよう、連続して開講する形に変更しました。また、アドボケイトが現場の専門職にリスペクトを持ちつつ、異なる視点から子どもに関わることが重要との考えから、2020年度よりフォーマルアドボカシーに関する内容をプログラムに組み込みました。

# 兵庫県弁護士会

## 基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕兵庫県神戸市（本部） 〔活動開始年〕2021年  
〔活動エリア〕兵庫県 〔アドボケイトの担い手数〕40名（2022年4月1日時点）  
〔自治体との連携状況〕兵庫県、神戸市、明石市と連携した意見表明等支援の実施  
〔団体HP〕 <https://www.hyogoben.or.jp/>

## 意見表明等支援の活動概要

2021年10月に兵庫県および明石市の児童相談所と連携し、一時保護された児童を対象に、派遣型のアドボカシーを実施している。2022年2月より神戸市の児童相談所とも連携開始。児童相談所からの派遣要請を受けると、原則48時間以内に意見表明等支援員名簿に登録された弁護士を派遣し、子どもとの面談を実施している。1週あたり3名の弁護士を当番とし、派遣要請に対応している。2022年4月からは、児童養護施設や里親のもとにいる子どもも対象。

【主な活動場面】一時保護所、児童養護施設、子どもシェルター、自立援助ホーム、里親宅まで出向き、子どもと面談。

## 研修の概要

### ▶研修の対象者

兵庫県弁護士会に所属している弁護士（兵庫県弁護士会子どもの権利委員会の委員が中心）。ワークショップ研修には連携先の児童相談所職員も参加。

### ▶研修内容/研修時間/研修場所

座学 研修	・子どもアドボカシーの理念 ・子どもの権利条約、子どもアドボカシーの6原則 ・意見表明等支援員制度の概要・派遣プロセス ／等	2時間 ※対面・オンライン会議併用
ワーク ショップ 研修	・架空ケースを題材にしたグループワーク （例：弁護士が児童と話す際の留意点、児童の希望をどのように児童相談所に伝えるか、児童相談所職員に対する交渉）	2時間 （座学と別日に実施） ※対面ワークショップ

座学研修またはワークショップ研修のいずれかに参加することで、意見表明等支援員名簿に登録される。

### ▶研修の運営体制

兵庫県弁護士会に設置された児童福祉部会が座学・ワークショップ研修の企画・運営を担っている。児童福祉部会には30名ほどの弁護士が所属しており、うち3～4名の弁護士が中心となって、研修の企画・運営を行っている。また、ワークショップ研修の企画にあたっては、各自治体の児童相談所職員とも連携している。

### ▶重視するポイント

**子どもアドボカシーの理念を丁寧に説明**…弁護士の通常業務では客観的な視点で見ることが多いが、子どもアドボカシーの実践においては、徹底して子ども本人の声（意見や気持ち）を聴くことが重要であり、パターンリズムに陥らないよう説明している。

**児童相談所職員との相互理解促進**…ワークショップ研修では、児童相談所の職員に意見表明等支援員の立ち位置（独立性）を伝えることも目的の1つであるため、研修テーマはシンプルなものにしている。また、事例に関する議論を通じて、児童相談所職員の考えなども理解が進む。

### ▶認定基準・受講後のフォロー体制

研修の受講以外の認定基準は設けていない。また、現在は受講後のフォロー体制を整備していないが、SVの仕組みづくりについて検討している。

## 研修内容（例）

### 座学研修：意見表明等支援員とは /等

【時間】2時間

【研修の目的】

子どもアドボカシーの理念、意見表明等支援員制度の概要、弁護士が意見表明等支援として活動する意義などについて、子どもの権利条約12条や子どもアドボカシーの6原則等の背景と併せて説明。

### 理念としての「脱パターンリズム」

- ・子どもは権利行使の主体である（なによりもセルフアドボカシー）。
- ☞ 子どもを保護する者として、親、社会的養護などが考えられる。  
何かをやってあげる → ×  
子ども本人が課題（問題）を解決するのをサポートする → ○

2022/11/14

## 実践者からの声

### 日常業務等での自身の考え方を認識（自己覚知）し、 子どもの主観的な気持ちを大切にする

#### 【研修企画で重視するポイント】 — 子どもの主観的な気持ちを大切にすることの重要性

弁護士の通常業務では、客観的な視点に立つことを意識する場面が多くありますが、子どもアドボカシーでは子どもの主観的な気持ちを大切にするのが重要です。研修では、そのような弁護士の考え方の傾向と、アドボケイトに求められる意識・姿勢について丁寧に説明し、子どもに寄り添って声を聴き、子ども自身が意思決定できるように支援する重要性を伝えています。

#### 【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — SVの仕組みづくりを検討

弁護士という職業柄、SVを受けること自体に馴染みが多くあるわけではありませんが、今後、外部の有識者等にも相談しながらSVの仕組みづくりを進めたいと考えています。例えば、ピアSVとして、アドボケイトの経験者が互いにレビューし合う方法も検討しています。

#### 【研修の主な改訂内容】 — 他地域でアドボケイトとして活動している弁護士等との意見交換

現在の座学研修プログラムは、子どもアドボカシーに関する文献等を参照し、弁護士会独自に作成しています。今後、他県でアドボケイトとして活動している弁護士等と意見交換しながら、プログラムをブラッシュアップしていきたいと考えています。

# 研修カリキュラム（例）を活用いただく前に

## ▶研修カリキュラム（例）の活用にあたっての留意事項

本章では、試行編で紹介した各団体等における研修の内容等を踏まえ、各自治体において具体的な研修内容を検討するにあたっての参考となるよう、研修カリキュラム（例）を整理しています。また、この研修カリキュラム（例）を整理する際に、意見表明等支援員として活動するときのあり方（到達目標）についても併せて検討を行いました。

各自治体におかれましては、この研修カリキュラム（例）や到達目標を参考としてご活用いただき、各地域の状況や意見表明等支援員の活動の場面等も踏まえながら、具体的な研修内容の検討を進めてください。

ただし、今回の検討過程では、試行編で紹介した各団体等における研修の内容等とその共通点を土台としたため、本カリキュラム（例）は、知識・技術の習得に関する内容が多くなっています。

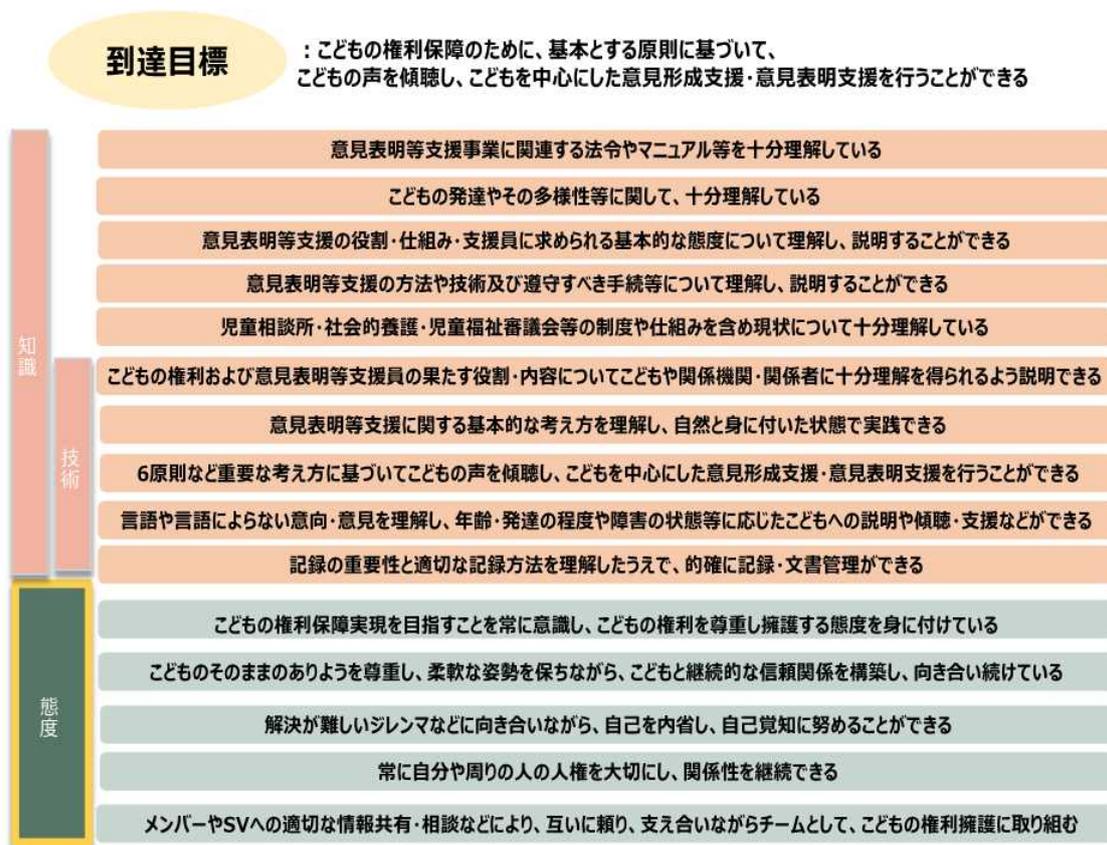
しかし、到達目標に至るためには、一定期間の研修での学習による知識・技術の習得だけでなく、基本とする原則に基づき、**一貫した態度を養い続けることが何より重要です**。知識・技術、そして何より態度を養うことで、こどもが安心できる関係性を築き、こどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援が行われる必要があります。

また、短期間の研修や、独力による知識・経験の習得だけで、ここで示す到達目標に近づくことは難しいでしょう。演習や実習の積み重ねや、SVをはじめとする団体メンバーとの対話や協働、支え合いを行い、**内省を深め、そしてまたチームメンバーと共に多角的に高めあっていく過程を経ることで、繰り返し時間をかけ、到達目標に至ると考えます**。

## ▶意見表明等支援員の到達目標

以下に到達目標（意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標）を示しています。なお、この到達目標は、あくまで現段階の研修カリキュラム（例）を基にしたものです。そのため、今後、実践が積み重なる中で見直しが行われていくであろう点には留意が必要です。また、この到達目標を達成できていないことが、おのずから、意見表明等支援員の活動を開始できないことを意味する訳ではありません。

到達目標の達成に向け、習熟度に即した研修受講等を通じ、スモールステップで学びを深め続けることが必要です。



※上記のうち「十分理解している」とは、内容について述べる状態を指す。

## ▶意見表明等支援員の養成を担う“組織”の発展に向けて

また、意見表明等支援員が個々の専門性を向上させるだけでなく、**意見表明等支援を行う団体がこどもの権利保障実現に資するよう取り組むことも重要**です。特に意見表明等支援事業を行う団体は、意見表明等支援員の専門性向上に向けた取組だけでなく、関係機関の理解醸成、こどものニーズに応じた訪問調整、個人情報保護法を遵守した文書管理などの機能を組織として責任を持ち担う必要があります。このためにも、団体はその発展を目指すべく、**団体のメンバーだけでなく他団体等とも協働・連携し続けられる必要があります**。

現状では、各自治体の取組の進捗状況は様々で、活用できるリソースにもばらつきがあります。しかし、新制度として導入される意見表明等支援員の存在に、**子どもは「話すのであれば嫌な思いはしたくない、傷つきたくない」という考えを強く持っている**と言えるでしょう。各自治体では、現在の進捗状況やリソースを踏まえながらも、本制度が、子どもを傷つけ、子どもの尊厳を奪うものではなく、**子どもの権利保障実現に真に役立つものとなるよう**、研修を含め創意工夫をしていただくようお願いいたします。

意見表明等支援員個人も、事業を担う組織も、意見表明等支援員の養成に関わるすべての関係者が「**子どもを中心とする関係者同士の情報共有と対話を通じ、意見表明等支援事業を継続的に発展させていく**」という意識を持ち、協働することが重要です。

### ▶カリキュラム（例）の構成

上述のとおり、本カリキュラム（例）は知識・技術の習得に関する内容が多くなっていますが、これらを大別すると以下の A～E の項目に沿ってカリキュラムの内容を設定することが考えられます。**到達目標を達成するために研修を企画すること**が必要ですが、そのために学ぶべきポイントを研修カリキュラム（例）で、A～E の大項目に沿って例示しています。

**到達目標と照らしながら、カリキュラム（例）の目的・内容をご覧いただき、A～E すべての大項目を取り扱えることが望ましい**です。

他方で、研修受講生が事前に備えている知識や経験によっても、難易度や内容を調整することは必要でしょう。また、繰り返し受講できる機会を設けることで、初回には理解しにくかった部分でも、少しずつ学びを深めるケースもあるようです。いずれにしても、受講生の実情やニーズ、自治体で必要となる意見表明等支援員のあり方も踏まえながら、各自治体の状況に応じて詳細の科目や時間配分等を企画することが必要です。

研修カリキュラム（例）の大項目	A	アドボカシーの意義・目的
	B	権利擁護・児童福祉行政に対する理解
	C	アドボカシーの過程と必要な態度・技術
	D	子どもの多様性への理解
	E	アドボカシーの実際

# 研修カリキュラム（例）

## ▶ 基礎編

基礎編として7つの科目を例示しています。基礎編では、アドボカシーの定義・理念などから、意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、またこどもを取り巻く環境などについて理解をすることが期待されます。

大項目	科目名	時間	内容	目的
<b>A アドボカシーの意義・目的</b>	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	①アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ②アドボカシーの基礎・理念・6原則 ③独立・専門・訪問アドボカシーの枠組み・特徴 ④アドボカシーの実践事例（国内） ⑤アドボカシーの取組例（国外）	①アドボカシーの目的・意義・必要性、意見表明等支援員の役割を理解する。 ②アドボカシーの基礎・理念・6原則を深く理解する。 ③独立・専門・訪問アドボカシーの各特徴について理解し、セルフアドボカシー、フォーマルアドボカシー、インフォーマルアドボカシー、ピアアドボカシーとの違い等を理解する。 ④日本における実践事例をもとに、アドボカシーの実践過程、アドボカシーの導入によるこども自身やこども周辺の変化や影響の概観を理解する。 ⑤先進的に取組の進む国におけるアドボカシーの取組や歴史等の概観を理解する。
<b>B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解</b>	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	①子どもの権利条約の目的・内容 ②世界人権宣言を含む人権条約の目的・内容 ③こどもの権利の歴史	①子どもの権利条約等が規定するこどもの権利の全体像（4原則含む）を理解したうえで、こどもの意見表明権について深く理解する。 ②こどもを含む人権について正しく理解できるよう、世界人権宣言

				等の人権の全体像について概略を理解する ③こどもの権利擁護の現在に至るまでの歴史的背景や経緯等を理解する。
<b>B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解</b>	アドボカシーに関連する制度等	1～2	①意見表明等支援事業の関連法令の目的・内容 ②意見表明等支援員の養成のためのガイドライン、こどもの権利擁護スタートアップマニュアルの目的・内容	①児童福祉法やこども基本法、児童虐待の防止等に関する法律等から意見表明等支援員の法的根拠（制度的位置づけ等）の概略や関連法制度について理解する。 ②左記ガイドライン及びスタートアップマニュアル等の概要について理解する。
<b>B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解</b>	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	①各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 ②各自治体におけるこどもの権利擁護施策の概略 ③各自治体における施設等の形態・運用	①各自治体における児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状（児童福祉行政の概要）等を理解する。 ②各自治体の行うこどもの権利擁護の制度・施策やフォーマルアドボカシーの実情について理解し、こどもの権利擁護に関する他の支援制度等について把握する。 ③各自治体の社会的養護の施設や里親の状況の概略を理解し、措置されているこどもの置かれた状況・仕組みの概略を理解する。
<b>C アドボカシーの過程と必要な態度・技術</b>	アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	①（アドボカシーに限らない）こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ②アドボカシーを行う際の基本的な態度 ③意見形成支援における基本的な態度・技術	①（アドボカシーに限らず）こどもと向き合う際に前提となる考え方等（こどもの持つ力を信頼し、こどもの声から変えていくことが出来る等）を理解したうえで、面談時に基本的に気をつけるべきポイント（座る場所・目線、言葉遣

			④意見表明等支援における基本的な態度・技術	い、身だしなみ等を含む)を理解する。 ②こどものそのままのありようを尊重し傾聴を行う姿勢や、(誘導ではなく)こどもの意見の表出を支援する姿勢や、自他の境界線に配慮し適切な距離感を持つ等の態度の重要性について理解する。 ③意見形成支援の際に、重視すべき態度・技術(傾聴、安心・安全・自由な場づくり、非指示的アプローチ、非侵襲的な関わり等)を理解する。 ④意見表明等支援の際に重視すべき態度・技術(必要な情報提供、こどもの意見の確認、表明手段の確認、表明の際の環境調整、記録等)を理解する。
<b>D こどもの多様性への理解</b>	多様なこどもの理解とその権利擁護	2~3	①こどもの発達への理解 ②こどもの多様性(ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツをもつ、障害等)への理解 ③様々な生きづらさ等への理解	①こどもの発達に関する基礎的な知識を身につける ②現在のこどもの持つ多様性の概略を理解する。 ③こども自身が抱える様々な生きづらさ(トラウマを含む)等について理解する。
<b>E アドボカシーの実際</b>	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状(概要編)	1~2	①社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状	①社会的養護当事者・経験者が感じている社会的養護の現状や、アドボカシーの取組への期待と課題点(話すことに集中・安心できる環境設定、関わる大人からの力の濫用や、無意識バイアス等)の概略について理解する。

## ▶ 養成編

養成編として 11 の科目を例示しています。養成編では、基礎編で学んだ概略をさらに深めて理解することや、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解することが望まれます。また、意見表明等支援を行う実際の場面を想定して学びを深められるよう演習を重ねたり、意見表明等支援を通じて抱える葛藤について理解したりする中で、意見表明等支援員として活動するイメージや体験を増やすことが必要です。なお、養成編ではロールプレイをはじめ、グループワークが多く採用されると考えられます。グループワークは自己覚知を深め、他者視点から学び取る部分も多く、有効な方法です。この有効性を担保する前提には、参加者全員が、安心してワークに取り組んでいるか、また、有効な助言者（SV）がいるかという点が挙げられます。研修の企画者はこれらの点に留意しながら、研修を運営する必要があります。

大項目	科目名	時間	内容	目的
<b>A アドボカシーの意義・目的</b>	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1~2	①意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる他職種との違い ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ	①意見表明等支援員の果たすべき役割とこどもの権利擁護に関わる他職種の果たすべき役割の違いを理解し、そのうえで意見表明等支援員として活動する際に重視すべき点を深く理解する。 ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ（守秘義務の解除ケース含む）として頻発するケースの概観を把握する。
<b>B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解</b>	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1~2	①社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と今後の見通し	①社会的養護（一時保護を含む）のこどもに関連する児童福祉行政の具体的な制度や実態（こどもの生活状況や、施設や里親等の具体的な特徴を含む）を理解する。 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と、今後の見通し、こどもの権利擁護に関する他の支援制度等について詳細を理解する。また、意見表明等支援員として活動する前に、こどもの権利や意見表明等支援員の役割について、こどもや関係機関へ啓発や説明することの重要性を理解する。

<b>C アドボカシーの過程と必要な態度・技術</b>	訪問アドボカシーの過程と技術 (2時間×3回)	6	①訪問する各施設等種別(一時保護所・施設・里親等)の訪問アドボカシーのプロセス ②各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点	①施設等種別で異なる訪問アドボカシーのプロセスを詳細に理解する。特にこどもの権利や、アドボケート訪問に関する啓発の重要性を深く理解し、訪問先のこどもや関係機関への説明の詳細を理解する。 ②事例検討等を通じ、各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴や求められる態度、技術や遵守すべき手続き、留意点について理解する。(傾聴、安全・安心・自由な場の環境設定(守秘原則の提示含む)、非指示的アプローチ、必要な情報提供、意見の確認、記録管理、個人情報保護、SVへの支援要請等)
<b>D こどもの多様性への理解</b>	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1~2	①こどもの発達への理解 ②年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践	①こどもの年齢や発達に関する知識(愛着と基本的信頼感や、こどもの発達過程等)を身に付ける。 ②こどもの年齢(乳幼児を含む)や発達の状況に応じたアドボカシー(遊びを通じた関係づくり、言語によらない意見・意向を含む)の実践における留意点について理解する。
<b>D こどもの多様性への理解</b>	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2~3	①こどもの多様性への理解 ②多様性に応じたアドボカシーの実践	①こどもの多様性(ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツを持つ、様々な障害、発達特徴等)への理解と、関連する制度(障害児関係の制度等)について理解する。 ②発達特徴によって異なる、アドボカシー(言語によらない意向・意見を含む)の実践における留意点を理解する。
<b>D こどもの多様性への理解</b>	こどもの抱える困難と影響に関する理解	2~3	①こどもが生きる上での様々な困難の理解 ②困難や被害によ	①家庭環境(DVや貧困等)や虐待、いじめ、体罰、性暴力等、こどもが生きるうえでの様々な困難が起きる背景や構造を理解したうえで、個々の

			<p>るこどもへの影響の理解</p> <p>③アドボカシーの実践における留意点</p>	<p>困難や被害について理解する。</p> <p>②困難や被害が心理状態や行動へ与える影響（愛着、トラウマ、自傷行為、依存等）について理解する。特にトラウマについてはトラウマインフォームドケア（※）の重要性を理解する。</p> <p>③配慮を要するこどもへのアドボカシーの実践における留意点について理解する。</p>
<b>E アドボカシー の実際</b>	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3）	4～6	<p>①面談のシナリオを作成するワーク、架空のケースをもとにしたロールプレイ等</p> <p>②ロールプレイを通じた振り返り</p>	<p>①架空の面談のシナリオを作成するワークや、架空のケースをもとにしたロールプレイを実施し、実際の訪問を想定し、アドボカイトの実践的な技術を習得する。</p> <p>②演習で課題を感じた点をSVも含めチームで共有し改善をする。</p>
<b>E アドボカシー の実際</b>	自己覚知や内省への理解	1～2	<p>①意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性</p> <p>②自己覚知の実践や、意見表明等支援員の実践の改善に向けた取組</p>	<p>①意見表明等支援員自身が自己の認識の囚われに気付くことや、自らの実践を振り返ることの重要性について理解する。（ロールプレイ等を通じることも望ましい）</p> <p>②傾聴や信頼関係の構築の必要性について深く理解し、こどものそのままのありようを尊重できるような姿勢を一貫できているか確認し、学び続ける姿勢を身に付ける。</p>
<b>E アドボカシー の実際</b>	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際（詳細編）	1～2	①社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題	①社会的養護当事者・経験者が感じている日々の権利擁護と照らしあわせながら、現在取り組まれるアドボカシーの期待と、課題・障壁を把握する。
<b>E アドボカシー の実際</b>	困難なケースへの対処・葛藤	2	<p>①難しい場面への対処</p> <p>②実際のケースでの葛藤やジレンマ</p>	<p>①困難なケースに直面した際の対処法、SVの役割について理解し、SVへの相談方法や頼り方を理解する。</p> <p>②葛藤やジレンマを抱える複数の場面を詳細に想定し、そのような場面への過去の対処実績と個人・チームとし</p>

				ての対応方針や対応フローを理解する。
<b>E アドボカシー の実際</b>	活動する組織の理解 (※研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1～2	①活動する組織の理解 ②組織メンバーとの関り ③他の組織との連携	①活動する(予定する)組織の理念やスタッフ、事務局の役割、記録作成ルールや秘密保持の詳細について把握する。 ②活動する(予定する)組織に対する自身の関りの流れを理解したうえで、メンバー間での協働のイメージを具体的に持ち、互いを尊重することの重要性を理解する。 ③外部で連携する(予定する)組織について把握し、協働のイメージを持ち、こどもの権利擁護の発展に向け、互いを尊重することの重要性を理解する。

(※) トraumainformドケア (TIC) とは、トラウマとその影響を理解しながら、適切に対処することを指す。

# 養成後のフォローアップ等の取組について

ここでは、意見表明等支援員の養成に先行して取り組んでいる団体が、養成をした“後”に行っている取組を紹介します。冒頭に記載のとおり、意見表明等支援員のスキルアップも含め、意見表明等支援事業は常に更新・発展が求められます。「養成をして終わり」ではなく、日々の意見表明等支援の中で得るジレンマや、経験の蓄積と同時に抱える課題に向き合い、支援の質を向上させていくことが重要です。

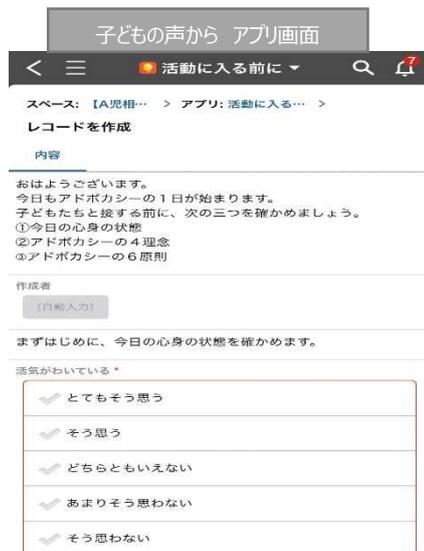
養成後のフォローアップ段階では、大きく①**定期的な事後研修（理解をさらに深める）**のほか、②**SV等からの助言を得る（具体的に改善する）**ことや、③**支援員同士で悩みを共有する（問を共有する）**といった取組が進められています。

## フォローアップ研修の例

大分大学では、意見表明等支援員として活動する方からの声に基づき、施設種別ごとに傾聴のロールプレイをするフォローアップ研修を3時間ほど実施しています。学び直しの観点に加え、コロナ禍もありアドボケート同士の交流の機会という観点でも貴重な機会になっています。（右図カリキュラム参照）

また、子どもアドボカシーセンター福岡では、基礎講座と養成講座の修了後、アドボケートになることを決めた受講者を対象に、面接スキルに特化した学びを提供するフォローアップ研修（登録前研修）を行っています。社会的養護の当事者の方にもロールプレイに参加してもらい、実践的な面接スキルを身に付けます。

他にも、子どもの声からはじめようでは、一度講座を受講した参加者は、次期の講座を無料で受講できる「学び直し受講制度」を導入しています。また、訪問活動では、毎回、活動に入る前にアプリ（左図アプリ画面参照）を用いて、子どもアドボカシーの理念や原則をセルフチェックできるようにしています。



大分大学フォローアップ研修	
講義 (相澤先生) 13:25~14:05	40分
グループワーク 14:15~16:05	110分
(1) 権利擁護すごろく (14:15~14:45)	30分
(2) 演習	
① ロールプレイ (14:50~15:30)	40分
・役割設定 アドボ1名、子ども1名 (二人一組)	
・場面設定 用意された事例A、事例Bについて、役割を交代して行う (各事例15分ずつ)	
※事例を読む時間 (2分間) + 振り返り (3分間)	
② グループディスカッション (15:30~15:45)	15分 ※グループ毎にわかれて振り返りを共有
③ 全体共有 15:45~15:55	10分
※各グループのチーフアドボケートが各自グループであった感想や意見をまとめて発表	
④ 講評 (相澤先生) 15:55~16:05	10分

## SV（スーパーバイザー）やトレーナーからのスーパービジョンの例

子どもアドボカシーセンター福岡では、最初3回の訪問は逐語録を作成し、その内容をSVが確認するほか、定期的にスーパービジョンを実施しています。スーパービジョンには2種類あり、1つは月に2回集団で行うグループスーパービジョン、もう1つは週に2枠用意された個別スーパービジョンです。グループスーパービジョンは、他の施設に派遣されているアドボケイトの活動の様子を共有したり、センターとして必要な支援を検討する場にもなっています。個別スーパービジョンは、アドボケイト個人の悩みに寄り添い、アドボケイトの自己覚知と成長を支えています。子どもアドボカシーセンターみやぎでも定期的にスーパービジョンを実施しており、実際の事例から振り返り、学びを深め、具体的に実践を改善しています。

他方、大分大学では、支援員が対応に迷ったら即時にSVに相談できる電話相談の仕組みを設けており、実際にほとんどすべての訪問に際しSVが同行しています。（面談には同席せず、面談後に振り返りを行う形式です。）

他の自治体では、SVとは別に日頃の実践の些細な悩みを共有する方を別に設定しており、SVには危機的介入のケースのみを相談する仕組みをとっているところもあります。

自治体や団体のリソースに応じて頻度・形態は多様ですが、スーパービジョンにより具体的に実践を改善する取組が行われています。

## アドボケイト同士での問や悩みの共有

子どもの声からはじめようでは、訪問活動のほかに月1回、定例研究会と定例協議会を開催しています。定例研究会は、1か月の訪問を振り返る場です。訪問から得られた気付きや困りごとを共有し、社会的養護の経験者、研究者、児童精神科医・弁護士等の専門職の助言を得ながら、活動の改善をはかります。定例協議会は、SVとアドボケイト、児童相談所職員、行政担当者が参加し、当月の活動報告を共有した上で、当月に申し出のあった意見表明のその後の対応の確認、訪問から得られた気付きに基づく協議を行っています。

他にも、大分大学では他団体（子どもアドボカシーセンター福岡等）との交流会等を実施しており、別の団体や場所で活動する、他の意見表明等支援員とも悩みや課題を共有し、解決のヒントを得ています。

大分大学 × 子どもアドボカシーセンター福岡の交流状況

【本県のアドボカシー取り組み実施状況】

①一時保護所  
毎週1回（平日13時から15時の間）の定例訪問型。アドボケイト4名（二人一組で実施）とスーパーバイザー（SV）の大学教員1名で訪問。

②児童福祉施設  
県内9施設の児童養護施設にいる子どもたちへの制度説明実施。今年度（2022年）よりアドボケイト4名（二人一組）、SVと定期訪問（おおむね1～2か月に1回程度）開始。

③里親・ファミリーホーム  
先行的に一つのエリアで実施（制度説明と個別訪問、アドボケイト二人一組）。今年度（2022年）は全県下に制度説明と個別訪問を段階的に（10月以降、新規委託里親および希望する里親を対象）実施予定。

④アドボケイトサークル（※大学の学部生に限る）  
2021年10月発足。学生アドボケイトや大分大学の学生たちが、子どもアドボカシーのため活動の士気アップを目的に（昨年は施設や機関にアドボケイト紹介員（ボスター）を制作）やお互いに子どもアドボカシー活動に関する情報を共有しながらメンバー間の交流を深め、和やかに気持よく活動の士気アップを図る取組を実施中。



---

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン  
—意見表明等支援員の養成に向けた研修を行うために—

令和5年12月

---